

H24年度 海外制度調査

マレーシアにおける非公式教育機関に  
関する調査報告書

2012年10月

独立行政法人 日本貿易振興機構 クアラルンプール事務所

本報告書は、民間経営の語学学校、パソコン教室、学習塾、職業・技能教育センター、稽古事などの教室、知能開発センターに関連する情報、外資規制、事業に必要な許認可、当該事業における外国資本家が利用可能なインセンティブ等、投資家向けガイドとして役立つ情報を収集することを目的としています。

これらの種類の教育機関は、マレーシアにおける非公式教育機関（Private Education Institution : PEI）とみなされます。

本報告書は、英語および日本語で作成しております。しかしながら、収集した書類やウェブサイトからの情報には、マレー語のみの情報があり、これらについては、最善を尽くし英語および日本語に翻訳してありますが、原本であるマレー語の書類・ウェブサイトも併せて参照されることをお勧めします。

本報告書で収集した情報の内容や提供した関連文書の正確性と完全性について、明確にまた暗に言明や保証をするものではありません。

本報告書が網羅する事項に関して読者の皆様が行動を起こされる際には、事前に専門家の助言を得られることをお勧めします。

## 目次

SECTION 1:	はじめに.....	1
1.1	マレーシアの非公式教育機関（Private Education Institution : PEI） .....	1
1.2	PEI の制約 .....	2
1.3	非公式高等教育機関（Private Higher Education Institution） .....	2
1.4	オンラインによる教育（語学教室など） .....	3
SECTION 2:	非公式教育機関（PEI） の認可と登録 .....	4
2.1	はじめに.....	4
2.2	教育省の認可.....	4
2.3	州の教育局への登録.....	9
2.4	申請費用.....	11
2.5	認可取得後の義務 .....	12
SECTION 3:	非公式教育産業機関の登録更新 .....	13
SECTION 4:	非公式教育機関のその他の該当するライセンス・認可 .....	14
4.1	ビジネスライセンス.....	14
4.2	雇用パスの認可 .....	14
4.3	フランチャイズの運営 .....	15
4.3.1	外国の「フランチャイザー」がマレーシアに事業体をもたない場合 .....	16
4.3.2	外国の「フランチャイザー」がマレーシアに事業体をもつ場合 .....	17
SECTION 5:	所轄官庁、業界団体、協会等の問い合わせ先 .....	18

## SECTION 1: はじめに

---

### 1.1 マレーシアの非公式教育機関 (Private Education Institution : PEI)

マレーシアの非公式教育機関 (Private Education Institution : PEI) の設立、管理、運営は、教育省 (Ministry of Education : MOE) の監理下にあり、1996 年教育法 (Education Act 1996 (Act 550)) により規制されている。

教育省

<http://www.moe.gov.my/?lang=en>

1996 年教育法

<http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%2011/Act%20550.pdf>

1996 年教育法および 教育省のガイドラインでは、マレーシアの PEI は以下のカテゴリーに分けられており、教育省の認可を受け、登録しなければならない。

- (i) 私立学校 (小学校および中学校)
- (ii) 特別支援学校 (障害者、盲人のための学校など)
- (iii) インターナショナルスクール、海外子女のための学校も含む
- (iv) 通信教育学校
- (v) 私立中国人学校
- (vi) 幼稚園
- (vii) 相談所
- (viii) 語学学校
- (ix) パソコン教室
- (x) 技能センター
- (xi) 稽古事などの教室
- (xii) 学習塾
- (xiii) 知能発育・開発センター

本報告書の調査範囲では、下記の PEI のみを対象としている。

- (i) 語学学校
- (ii) パソコン教室
- (iii) 技能センター
- (iv) 稽古事などの教室
- (v) 学習塾
- (vi) 知能発育・開発センター

以下、本報告書で使用する PEI の語は、特筆しない限り、上記 6 つのカテゴリーの PEI を対象としている。

これらの PEI のプログラム・コースの種類は、下表の通りである。

PEIの種類	プログラム・コース
語学学校 Language Centre	語学と会話スキル
パソコン教室 Computer Centre	パソコンのスキル、情報通信技術（Information and Communication Technology : ICT）関連のスキル、ソフトウェア設計、パソコン設置。
技能センター Skills Centre	商業、技術、職業的スキルに関する分野。
学習塾 Tuition Centre	生徒のための試験科目の学習サポート。
知能開発センター Mind Enrichment Centre	知能開発のために特定の方法を使用する教育プログラム。
稽古事などの教室 Training Centre	上記以外のプログラム・コースで3カ月以内300時間を超えないもの。（洋菓子作り、絵画クラス、ダンスクラスなど）

## 1.2 PEIの制約

PEIのプログラム・コースは、学習塾、知能開発センター以外は、3カ月以内300時間までに制限されている。学習塾、知能開発センターについては、教育省に登録認可を受ける際に、定められた時間・期間が適用される。

PEIは、提供するコースにおいて、独自の「証書」の発行が認められている。しかし、この証書は、単独で公的な認定証として認められるものではなく、またマレーシアでさらに高等の勉学・教育を継続するための「単位」として使用できるものでもない。

## 1.3 非公式高等教育機関（Private Higher Education Institution）

PEIが3カ月以内、300時間を超える期間のコース、または証書、卒業証書、学位の認定を行うコースを提供する場合、非公式高等教育機関とみなされる。これは、高等教育省（Ministry of Higher Education : MOHE）の監理となり、1996年非公式高等教育機関法（2009年改正）（Private Higher Educational Institutions Act, 1996 (amended 2009)）により規制される。

本報告書では、非公式高等教育機関は対象としない。

#### 1.4 オンラインによる教育（語学教室など）

物理的な教育施設が存在しない、オンラインで語学教育を提供する者・事業者は、1996年教育法で規制されておらず、教育省に登録する必要はない。

マレーシア通信・マルチメディア委員会（Malaysian Communications and Multimedia Commission : MCMC）は、通信・マルチメディア産業の監理機関であるが、担当官によれば、オンラインでの語学教育運営の認可は不要。

## SECTION 2: 非公式教育機関 (PEI) の認可と登録

---

### 2.1 はじめに

マレーシアにおける PEI の設立は、学習塾を除き、2 段階の手続きを経る。まず教育省の認可を得た後、PEI の事業所が所在する州の教育局に登録する。

学習塾については所在する州の教育局より認可を得て、登録する。

### 2.2 教育省の認可

#### (a) 申請手続きと申請書

学習塾を除く PEI 設立の申請は、教育省 PEI 局に提出する。

申請書 BPS 1 フォーム

[http://pelajaranperak.gov.my/v2/modules/mastop\\_publish/files/files\\_4ee9977348c49.pdf](http://pelajaranperak.gov.my/v2/modules/mastop_publish/files/files_4ee9977348c49.pdf)

申請書一式は下記の教育省に提出する。

Ministry of Education  
Private Education division  
Level 3, Block E2, Complex E  
Federal Government Administrative Centre  
62604 Putrajaya

Tel: 03-8884 9536

Fax: 03-8888 6676

Website: [www.moe.gov.my/bps](http://www.moe.gov.my/bps)

学習塾については、申請は立地する州の教育局へ提出する。

各州の教育局問い合わせ先

<http://www.moe.gov.my/?id=45&act=division>

教育省は、認可前に認可委員会の審査会で PEI 申請者が、質疑応答、説明を伴うプレゼンテーションを行うことを要件としている。

#### (b) 最低払込資本金

語学学校、パソコン教室、技能センター、知能開発センター、稽古事などの最低資本金額は 5 万リンギである。

学習塾の最低払込資本金額は 1 万リンギである。

しかしながら、会社が外国人の雇用パスを申請する場合、入国管理局の要件により、合弁会社（外資およびマレーシア資本）の場合、最低資本は 35 万リングである（セクション 4.2 参照。）。

(c) 外国資本規制

PEI への外国資本参入は認められているが、制限されている。

ASEAN 加盟国<sup>1</sup>、オーストラリア、ニュージーランドを外国資本とする場合、外国資本は 51%までとされている。また最低 30%のブミプトラ資本（マレー系現地資本）が必要である。

日本などその他の外国資本については、まだ 20%以下に制限されている。

学習塾への外国資本参入は認められていない。つまり、マレーシア資本 100%（最低 30%のブミプトラ資本を含む）でなければならない。

(d) PEI のセンター名

PEI の会社名は、マレーシア会社登記所（Companies Commission of Malaysia : CCM）から認可を得て、PEI が運営するセンター名は教育省から認可を得る。

教育省のガイドラインでは、PEI のセンター名はマレー語でなければならないとしている。予定している名前の前に、PEI の種類をマレー語で記載する。

---

<sup>1</sup> ASEAN 加盟国は、ブルネイ、カンボジア、インドネシア、ラオス、マレーシア、ミャンマー、フィリピン、シンガポール、タイ、ベトナムである。



PEIの種類	名前
語学学校 Language Centre	Pusat Bahasa (マレー語で語学センターの意、この語の後に名前を付ける。)
パソコン教室 Computer Centre	Pusat Komputer (マレー語でコンピューターセンターの意、この語の後に名前を付ける。)
学習塾 Tuition Centre	Pusat Tuisyen (マレー語で学習センターの意、この語の後に名前を付ける。)
技能センター Skills Centre	Pusat Kemahiran (マレー語で技能センターの意、この語の後に名前を付ける。)
稽古事などの教室 Training Centre	Pusat Latihan (マレー語で稽古事などの教室の意、この語の後に名前を付ける。)
知能開発センター Mind Enrichment Centre	Pusat Perkembangan Minda (マレー語で知能開発センターの意、この語の後に名前を付ける。)

下記の語をセンターの名前に付けることは、禁止されている。

- (i) 州、町、地区の名前
- (ii) 政党またはその略語の名称
- (iii) 海外の指導者、著名人の名前
- (iv) 生存する著名人の名前
- (v) マレーシア国内の有名な故人の名前
- (vi) イニシャル
- (vii) 「基金 (Foundation)」、「技術専門学校 (Polytechnic)」、「アカデミー (Academy)」、「インスティテュート (Institute)」、「カレッジ (College)」、「大学 (University College)」の語
- (viii) マレー語で非公開株式有限責任会社を意味する「Sdn Bhd」または「エンタープライズ (Enterprise)」

PEI のセンター名は、上記の禁止語を使用しない限り、PEI が運営する会社の社名と異なってもよい。また、逆に社名を使用してもよいが、センター名に「Sdn Bhd」をつけてはいけない。

フランチャイズの運営について、フランチャイズのブランド名が、マレーシア知的財産公社 (Malaysian Intellectual Property Corporation : MyIPO) <sup>2</sup> に登録されており、教育省 の認可が得られれば使用できる。

<sup>2</sup> MyIPO の詳細情報は右記ウェブサイトを参照。 <http://www.myipo.gov.my/web/guest/fullSite>

(e) カリキュラム

プログラムやコースのカリキュラムについては、教育省 から認可を得なければならない。

(f) 事業所の所在地と施設

PEIの事業所所在地は、教育省から認可を得た場所でなければならない。学習・技能習得に最適で、安全かつ健全な環境であり、悪臭や騒音、娯楽センター、ギャンブル場、レクリエーション・センターなどから離れた場所でなければならない。また同種のプログラムやコースを提供しているPEIが既に所在している場所は、通常認められていない。

事業所はショッピングロットや商業用建物内で運営されなければならない。他の種類の建物での運営は、地方自治体が教育目的として認可していない限り、認められない。

PEIの事業所移転は、教育省より事前認可を得なければならない。

(g) Suratcara Pengelolaan (Instrument of Government) 管理文書

「Surat Pengelolaan」とは PEI がどのように管理されるべきか、その概要が記載された書類である。これは PEI の定款のようなものである。教育省は、この文書のフォーマットを提供しており、申請者はフォーマットを使用し、内容を記入し、完成させることになっている。

PEI 取得者の「Surat Pengelolaan」変更は、教育省登録官（Registrar General）の事前許可を得なければならない。

(h) 理事会（Board of Governors）

理事会（Board of Governors : BOG）は、PEI の管理を委託されたメンバーからなる。BOG には少なくとも 5 名のメンバーが必要である。

BOG メンバーとして任命される人物は、所定フォームによりその詳細を提出し、教育省の認可を受ける。

外国人が BOG のメンバーになることはできるが、理事長はマレーシア人でなければならない。

PEI 取得者の BOG 変更は、登録官長の事前許可を得なければならない。

(i) 校長

PEI の校長は、BOG のメンバーになることはできない。

校長は 66 才以下のマレーシア人で下記事項を満たしていなければならない。

(i) 教育分野における適切な資格（大卒以上またはこれに相当する資格）および 3 年以上の経験があること。

- (ii) ティーチング・パーミット (Teaching Permit) を持っていること。
- (iii) 訴訟されておらず、警察の保安審査に合格していること。(無犯罪であること)

校長の交代は、教育省の認可が必要である。

(j) 教員

一般的に PEI の教員は 60 才以下のマレーシア人で、下記事項を満たしていなければならない。

- (i) 教育分野における適切な資格 (大卒以上またはこれに相当する資格) および 3 年以上の経験があること。
- (ii) 有効なティーチング・パーミットを持っていること。
- (iii) 健康診断の結果、精神的、身体的に異常がないこと。
- (iv) 警察の保安審査に合格していること。(無犯罪であること)

(k) 外国人教員

PEI の必要に応じた外国人教員の雇用は認められている。一般的に、PEI は 10 人までの外国人教員の雇用が認められているが、教員全体の 20%を超えてはならない。

PEI が外国人教員の雇用を必要とする場合、入国管理局 (Immigration Department) より雇用パスを得なければならない (セクション 4.2 参照。)

雇用パスを申請する前に、まずフォーム BPS II を使用して外国人教員についてサポートレターを教育省から取得しなければならない。

フォーム BPS II は、下記の必要書類と併せて提出する。

- (i) 外国人教員のパスポートのコピー
- (ii) PEI の登録証書のコピー

BOG の理事長または PEI の校長の名で、申請を行う。

認可要件は下記の通りである。

- (i) 申請者 (教員) は、22 才以上 60 才以下であること。
- (ii) 申請者は大卒以上の学歴を持っていること。
- (iii) 給与は 5,000 リンギ／月以上であること。
- (iv) 2 年以上の雇用契約を締結していること。

サポートレターは、教育省の任意により発行されるが、有効期限は通常 2 年のみである。

サポートレターの更新は、フォーム BPS II と併せて下記書類を教育省に提出する。

- (i) 前回の教育省からのサポートレターのコピー
- (ii) 外国人教員のパスポートのコピー
- (iii) 申請者の雇用契約継続の同意書

外国人教員の新規および更新時の教育省からのサポートレター取得には、通常 14 日かかる。

(l) 教員以外の外国人の職員・スタッフ

PEI は、入国管理局より雇用パスを得ることができれば、2 名まで教員以外の外国人職員・スタッフを雇用することが認められている。入国管理局による雇用パス申請の審査では、教育省のサポートレターが必要である。

(m) 授業料

PEI が請求する授業料については、教育省登録官の認可が必要である。

一度認可された授業料の値上げは、早くとも 3 年後でなければならず、値上げ率は 30%以上であってはならない。新たな授業料は、認可の翌年から実施できる。

(n) 広告

PEI は教育省への登録後に、広告掲載、学校案内、チラシなどによる宣伝広告を行うことができる。

PEI 申請フォームおよびチェックリスト

[http://pelajaranperak.gov.my/v2/modules/mastop\\_publish/files/files\\_4ee9977348c49.pdf](http://pelajaranperak.gov.my/v2/modules/mastop_publish/files/files_4ee9977348c49.pdf)

## 2.3 州の教育局への登録

教育省で PEI 設立申請が認可された後、申請者は、事業所が所在する州の教育局へ登録の申請手続きを行うことができる。

(a) 提出書類

- (i) チェックリストフォーム 「DAFTAR IPS」
- (ii) フォーム A 「PEI 登録申請」
- (iii) 150 リンギの登録料領収書

- (iv) PEI の Suratcara Pengelolaan のコピー2部
- (v) 下記書類のコピー
- チェックリストフォーム – LAMPIRAN 1
  - 教育省の認可書
  - 州または地区の保健局 (Department of Health) からの書類 (該当する場合)
  - 州または地区の消防局 (State / District Fire and Rescue Department) からの書類 (該当する場合)
  - 所轄の地方自治体の計画局 (Planning Department) からの書類 (事業所面積が 8,000ft<sup>2</sup> 以上の場合のみ必要)。
  - A4 サイズ用紙に縮尺を示した周辺図に PEI の名前、住所、電話番号記載したもの
- (vi) 申請者の会社登記書類のコピー:
- 会社のフォーム 9、24、49 (会社秘書役認証済み)
  - 会社定款 (Memorandum and Articles of Association : M&A) (会社秘書役認証済み)  
PEI の教育に関連する事業内容が会社定款に明確に記載されていること。
  - 直近の監査報告書
- (vii) BOG 理事長・BOG メンバー・校長・被雇用者の登録書類
- チェックリストフォーム – 「PENGELOLA/PEKERJA」
  - フォーム B
  - 各自の身分証明書 (IC) ・パスポート (有効な雇用パスのページを含む) A4 サイズにコピーしたもの
  - 各自の雇用契約書のコピー
  - 各自の履歴書のコピー
  - 各自の資格証書のコピー (大学卒業証書など)
  - 「Surat Pengelolaan」のコピー
  - BOG メンバーおよび被雇用者の保安審査フォーム Security Screening Form  
フォーム B 3 部および IC またはパスポート (有効な雇用パスのページを含む) のコピーをこのフォームに添付する。
  - 返信用住所が記載され、返信切手が貼られた封筒 1 部 (サイズ 165mm x 229mm)
- BOG 理事長、BOG のメンバー、校長、被雇用者について、各々の書類を準備しなければならない。全てのコピーは、正式な BOG 理事長印を押印し、理事長が認証したものでなければならない。
- (viii) 直近の賃貸契約書
- (ix) コース内容の詳細
- (x) ティーチング・パーミット申請の書類 (教員用) – 全てのコピーは、BOG の理事長によって署名、押印する。
- (1) チェックリストフォーム – 「GURU」

- (2) 直近のパスポートサイズ写真 (4cm x 5cm) 2 枚 (写真撮影時、申請者は上着着用が望ましい。)
- (3) 登録料の領収書
- (4) フォーム PT-(1)-(M)および IC またはパスポート (有効な雇用パスのページを含む) のコピー
- (5) 卒業証書などの資格証書および成績書のコピー
- (6) 医師による健康診断書
- (7) 申請者が外国人教員の場合、州の教育局からこれまでにティーチング・パーミットを発行されていない旨、PEI が確認した確認書
- (8) Lampiran A – 「Permohonan Untuk Permit Mangajar」  
Lampiran A には、フォーム PT-(1)-(M) 3 部および IC またはパスポート (有効な雇用パスのページを含む) のコピーを添付する。

全ての書類は上記の順番通りに揃える。

- (xi) 返信用住所が記載され、返信切手が貼られた封筒 2 枚 (サイズ 11cm x 22cm)
- (xii) A4 サイズで 11 個の穴が付いた透明の書類フォルダー 30 枚

全ての書類は、上記の順番通りに揃え、白色のハードカバーのリングファイル (A4 サイズ 2D リングファイル、25mm) にまとめる。

料金は、現金または郵便為替・銀行小切手で「Pengaruh Pelajaran (Negeri)」 (教育局長官) 宛支払う。

## 2.4 申請費用

PEI 設立に関する料金は、下表の通りである。

料金の種類	リング
PEI 登録料	150
PEI 更新料	50
事業所住所変更料	50
PEI のティーチング・パーミット (教員) 申請料	6
PEI のティーチング・パーミット (教員) 更新申請料	1
登録証書・BOG・校長・被雇用者・ティーチング・パーミットの再発行料	10

申請書が受理されてから 30 営業日以内<sup>3</sup>に 州の教育局が審査手続きを行い、PEI に仮登録証書を発行する。この仮登録証書は 1 年間有効である。

州の教育局は、所轄の地方自治体、消防局からサポートレターを受理してから 30 営業日以内に PEI に本登録証書を発行する。

<sup>3</sup> 教育局のサービス基準 (client charter)。語学学校の場合は、45 営業日である。

PEI の本登録証書は 5 年間有効である。

## 2.5 認可取得後の義務

PEI 取得者の認可取得後の義務は、下記の通りである。

- (i) 登録証書を PEI 内の見やすい場所に掲示すること。
- (ii) 「授業料」とその他の支払リストをセンター内および PEI の学校案内の見やすい場所に掲示すること。
- (iii) 州の教育局に監査報告書のコピーを翌年の 6 月 30 日までに提出すること。
- (iv) 教員のティーチング・パーミットを毎年更新すること。
- (v) 生徒の登録簿を保管すること。

## SECTION 3: 非公式教育産業機関の登録更新

---

PEI は PEI 登録が切れる 30 日前までに更新しなければならない。

更新申請には、下記書類の提出が必要である。

- (i) チェックリストフォーム – 「RENEW IPS」
- (ii) フォーム B- PEI 登録の更新申請書
- (iii) 50 リンギ領収書
- (iv) 登録証書原本
- (v) 登録証書のコピー
- (vi) 州の保健局からの認可書
- (vii) BOG 理事長の登録書コピー
- (viii) PEI の認可済み「Suratcara Pengelolaan」
- (ix) チェックリストフォーム LAMPIRAN A -更新登録申請書
  - 直近のフォーム 9、24、49、M&A
  - 直近の監査報告書
  - BOG 理事長と校長の下記の書類：
    - 履歴書
    - 雇用契約書
    - 資格証書のコピー（大学の卒業証書など）
    - 身分証明書（IC）・パスポートのコピー
  - 事業所の賃貸契約書のコピー
  - 事業所のフロアプランのコピー（A4 サイズ）
  - 周辺図のコピー（A4 サイズ）
  - 教育課程のコピー
  - BOG・雇用パス・ティーチング・パーミットのキャンセル申請（必要な場合）
  - PEI 住所記載の封筒と切手が貼られた封筒 1 枚（サイズ 11cm x 22 cm）

全ての書類は、上記の順番通りに揃え、白色のハードカバーのリングファイル（A4 サイズ 2D リングファイル、25mm）にまとめる。

料金リストはセクション 2.4 を参照。

PEI 更新の申請は州の教育局に提出する。

PEI の更新申請の所要期間は、30 営業日<sup>4</sup>である。

---

<sup>4</sup> 教育局のサービス基準



## SECTION 4: 非公式教育機関のその他の該当するライセンス・認可

---

PEI の運営に関連して、その他必要なライセンス・認可は以下の通りである。

### 4.1 ビジネスライセンス

PEIは、事業所所轄の地方自治体から事業所施設およびサインボードについて、ビジネスライセンスを取得しなければならない。

ビジネスライセンスの申請手続きおよび要件は、自治体により若干異なるが、一般的に必要な書類は、下記の通りである。

- 会社定款のコピー
- フォーム 9 のコピー
- フォーム 49 のコピー
- 事業所の周辺図およびレイアウト図面のコピー
- 印紙税納付済みの売買契約書のコピー（オーナーの場合）または賃貸契約書（賃貸の場合）
- 建物使用許可書のコピー（Certificate of Fitness : CF または Certificate of Completion and Compliance : CCC）
- 消火器領収書のコピー
- 納付済み quit rent のコピー
- 直近の assessment のコピー

申請フォームは、所轄の地方自治体のウェブサイトまたは窓口より入手する。

[ガイドラインおよび申請フォーム](#)

<http://www2.epbt.gov.my/portal/?rid=forms&id=LESEN>

### 4.2 雇用パスの認可

教育省からのサポートレターを取得（セクション 2.2(k)参照）後、入国管理局に雇用パスの申請を行う。

入国管理局は、申請者の会社に下記の要件を課している。

- (i) 最低払込資本金
  - 外資とマレーシアの合弁の場合 35 万リンギ
  - 「キーポスト（重要な役職）」を申請する場合 50 万リンギ  
(外国資本払込分)
- (ii) 駐在員の給与 最低月額 5,000 リンギ

雇用パス申請は、下記の入国管理局に行う。

The Secretariat  
Expatriate Committee  
Employment Pass Division  
3rd Floor, Block 2G4 (Podium), Precinct 2  
Federal Government Administrative Centre  
62550 Putrajaya

電話： 03-8880 1000  
ファックス： 03-8880 1200  
ウェブサイト： [www.imi.gov.my](http://www.imi.gov.my)

雇用パス申請のガイドライン

<http://www.imi.gov.my/index.php/en/main-services/expatriate>

#### 4.3 フランチャイズの運営

マレーシアにおけるフランチャイズは、1998年フランチャイズ法（Franchise Act 1998 : Franchise Act）<sup>5</sup>で規制されている。

PEI がフランチャイズとしてマレーシアで学校を運営するには、まずフランチャイズ登録局（Registrar of Franchise : ROF）に登録しなければならない。ROF は MDTCC 管理下にある。

「フランチャイザー」、「フランチャイジー」、「マスターフランチャイジー」の定義は下表の通りである。

フランチャイズの種類	定義
フランチャイザー Franchisor	マスターフランチャイジーの権利およびサブフランチャイジーを他者に与える権利を包括したフランチャイズの権利をフランチャイジーに与える者。
マスターフランチャイジー Master Franchisee	フランチャイザーよりフランチャイズの権利を自己負担で他者にサブ・フランチャイズとして与える権利を与えられた者。
外国からのフランチャイザー のフランチャイジー	外国のフランチャイザーから権利を与えられた者、しかし他者にサブ・フランチャイズを与える権利は

<sup>5</sup> フランチャイズ法 <http://www.franchisemdtcc.gov.my/aktafrancais1998> または <http://www.agc.gov.my/Akta/Vol.%2012/Act%20590.pdf>

Franchisee of Foreign Franchisor	持たない。
----------------------------------	-------

フランチャイズ法第 54 条に基づき、外国の「フランチャイザー」がマレーシアでフランチャイズ事業を行う場合、ROF に登録しなければならない。

フランチャイズ登録ガイドラインおよび申請

<http://www.franchisemtcc.gov.my/pusatmuatturun>

フランチャイザー登録事業者リスト

<http://www.franchisemtcc.gov.my/pusatpembelajaran>

#### 4.3.1 外国の「フランチャイザー」がマレーシアに事業体をもたない場合

外国の「フランチャイザー」がマレーシアに不在の場合、事業はマレーシアで設立された会社が「マスターフランチャイジー」か「フランチャイジー」として行い、外国の「フランチャイザー」にロイヤリティを支払うような業務形態も可能である<sup>6</sup>。

フランチャイズ登録の申請には、下記情報・書類をフランチャイズ登録局に提出しなければならない。

- 趣意書
- 会社設立日および事業開始日
- フランチャイズのコンセプトおよび会社の経歴
- フランチャイズ事業の経歴（自社所有の小売店およびフランチャイズ店）
- マレーシアで予定しているマスターフランチャイジーまたはフランチャイジー（あれば）
- フランチャイジーのリスト（自国内外）
- 会社設立登記書の認証付きコピー
- 商標登録書証の認証付きコピー
- 申請費（50 リンギ）
- 店舗のパンフレット・写真
- フランチャイズ契約のドラフト

申請書は下記に提出する。

Registrar of Franchise  
Franchise Development Division  
Ministry of Domestic Trade, Cooperatives and Consumerism  
Level 1, Menara Block,  
No. 13, Persiaran Perdana, Presint 2,

<sup>6</sup> 外国のフランチャイザー、マスターフランチャイジー、フランチャイジーは ウェブサイトよりオンライン申請が可能。 <http://www.myfex.gov.my/v2/auth/myfex/>

Federal Government Administration Centre  
62623 Putrajaya.

Tel: 03-8882 5585  
Fax: 03-8882 5583  
Website: [www.franchisemdtcc.gov.my](http://www.franchisemdtcc.gov.my)

#### 4.3.2 外国の「フランチャイザー」がマレーシアに事業体をもつ場合

外国の「フランチャイザー」がマレーシアで自身の事業体を以て事業を行う場合、「フランチャイザー」は、以下の手続きを行わなければならない。

- (i) 1965 年会社法に基づき現地法人を設立する。
- (ii) MDTCC の認可を得る。

フランチャイズ事業は、事業体がマレーシアに存在しない場合を除き、外資が 50%超の場合、MDTCC が発行する「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」(Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia) <sup>7</sup> が適用されるため、MDTCC の認可申請が必要である。

しかしながら、教育省に PEI として登録する場合、2012 年 10 月時点、日本資本は 20%までしか認められていないので、MDTCC によれば、この認可は不要とのことである。

- (iii) 1998 年フランチャイズ法に基づく登録を行う。

申請者は、所定の書式 BAF2<sup>8</sup> を使用し、必要書類<sup>9</sup> と併せて ROF に登録申請する。

- (iv) PEI の設立の認可を教育省から取得し、州の教育局に登録を行う。(セクション 2.2 および 2.3 参照)
- (v) ビジネスライセンス、雇用パスなどその他必要な認可を得る。(セクション 4.1 および 4.2 参照)

---

<sup>7</sup> MDTCC 発行の「マレーシア流通取引・サービスへの外国資本参入に関するガイドライン」(Guidelines on Foreign Participation in the Distributive Trade Services Malaysia) は、下記ウェブサイトを参照。

[http://www.kpdnkk.gov.my/kpdnkk-theme/images/pdf/WRT\\_Guideline.pdf](http://www.kpdnkk.gov.my/kpdnkk-theme/images/pdf/WRT_Guideline.pdf)

<sup>8</sup> フォーム BAF2 は、下記ウェブサイトを参照。<http://www.franchisemdtcc.gov.my/pusatmuatturun>.

<sup>9</sup> チェックリストは、下記ウェブサイトを参照。

[http://www.franchisemdtcc.gov.my/panduanpendaftaran?p\\_p\\_id=56\\_INSTANCE\\_10k4&p\\_p\\_lifecycle=0&p\\_p\\_state=normal&p\\_p\\_mode=view&p\\_p\\_col\\_id=column-500&p\\_p\\_col\\_count=1&page=3](http://www.franchisemdtcc.gov.my/panduanpendaftaran?p_p_id=56_INSTANCE_10k4&p_p_lifecycle=0&p_p_state=normal&p_p_mode=view&p_p_col_id=column-500&p_p_col_count=1&page=3)

## SECTION 5: 所轄官庁、業界団体、協会等の問い合わせ先

所轄官庁、業界団体、協会等の問い合わせ先は、下表の通りである。

No.	所轄官庁	問い合わせ先
1.	教育省非公式教育課 Private Education Division Ministry Of Education	Level 3, Block E2, Complex E Federal Government Administrative Centre 62604 Putrajaya  Tel : 03-8884 9536 Fax : 03-8888 6676 Website : <a href="http://www.moe.gov.my/bps">www.moe.gov.my/bps</a>
2.	州の教育局事務所 Respective State Department of Education offices	下記ウェブサイトを参照。  <a href="http://www.moe.gov.my/bps/">www.moe.gov.my/bps/</a>
3.	国内取引・協同組合・消費者省 Ministry of Domestic Trade, Co- operatives and Consumerism	Committee on Distributive Trade No. 13, Persiaran Perdana, Presint 2 Federal Government Administration Centre 62623 Putrajaya  Tel : 03-8882 5500 Fax : 03-8882 5762 Website : <a href="http://www.kpdnkk.gov.my">www.kpdnkk.gov.my</a>
4.	フランチャイズ登録局 国内取引・協同組合・消費者省 Registrar of Franchise Ministry of Domestic Trade, Co- operatives and Consumerism	Level 1, Menara Block, No. 13, Persiaran Perdana, Presint 2, Federal Government Administration Centre 62623 Putrajaya.  Tel : 03-8882 5585 Fax : 03-8882 5583 Website : <a href="http://www.franchisemdtec.gov.my">www.franchisemdtec.gov.my</a>
5.	マレーシア知的財産公社 Intellectual Property Corporation of Malaysia	Unit 1-7, Ground Floor, Tower B, Menara UOA Bangsar, No. 5, Jalan Bangsar Utama 1, 59000 Kuala Lumpur  Tel : 03-2299 8400 Fax : 03-2299 8989 Website : <a href="http://www.myipo.gov.my/web/guest/fullSite">www.myipo.gov.my/web/guest/fullSite</a>

No.	所轄官庁	問い合わせ先
6.	入国管理局 Immigration Department	Expatriate Service Immigration Department Headquarters No. 15, Level 1-7 (Podium) Persiaran Perdana Presint 2 62550 Putrajaya  Tel : 03-8880 1000 Fax : 03-8880 1200 Website : <a href="http://www.imi.gov.my/index.php/en/">http://www.imi.gov.my/index.php/en/</a>
7.	マレーシア会社登記所 Companies Commission of Malaysia	Menara SSM@Sentral No 7, Jalan Stesen Sentral 5 Kuala Lumpur Sentral 50623 Kuala Lumpur  Tel : 03-2299 4400 Fax : 03-2299 4411 Website : <a href="http://www.ssm.com.my/en">www.ssm.com.my/en</a>
8.	マレーシア通信・マルチメディア委員 会 Malaysian Communications and Multimedia Commission	Head Office Off Persiaran Multimedia 63000 Cyberjaya Selangor  Tel : 03-8688 8000 Fax : 03-8688 1000 Website : <a href="http://www.skmm.gov.my/">http://www.skmm.gov.my/</a>
9.	マレーシア税関 Royal Malaysia Customs Department	Ministry of Finance Complex No.3 Persiaran Perdana Federal Government Administrative Centre 62550 Putrajaya  Tel : 03-8882 2100 Fax : 03-8889 9501 Website : <a href="http://www.customs.gov.my">www.customs.gov.my</a>
10.	税関事務所 Respective Customs Department offices	下記ウェブサイトを参照。  <a href="http://www.customs.gov.my/index.php/en/contact-us/direktori/states-customs-directory">http://www.customs.gov.my/index.php/en/contact-us/direktori/states-customs-directory</a>

No.	所轄官庁	問い合わせ先
11.	地方自治体 Respective City Hall/ Municipal Council/Local Authorities	下記ウェブサイトを参照。  <a href="http://www2.epbt.gov.my/portal/?rid=senarai-pbt">http://www2.epbt.gov.my/portal/?rid=senarai-pbt</a>
12.	国立非公式教育機関協会 National Association of Private Education Institutions	C-M09, Suria Offices Jalan PJU 10 / 4C Damansara Damai 47830 Petaling Jaya Selangor  Tel : 03-6156 7100 Fax : 03-6156 7100 Website : <a href="http://www.napei.org.my">www.napei.org.my</a>
13.	マレーシアフランチャイズ協会 Malaysian Franchise Association	1st Floor Wisma Motor 339 Jalan Tuanku Abdul Rahman 50100 Kuala Lumpur  Tel : 03-2697 1557 Fax : 03-2697 1559 Website : <a href="http://www.mfa.org.my">www.mfa.org.my</a>
14.	マレーシア教職員組合 National Union of the Teaching Profession Malaysia	13 & 15, Jalan Murai Dua Kompleks Batu, Off Jalan Ipoh 51100 Kuala Lumpur  Tel : 03-6251 0621 Fax : 03-6251 1060 Website : <a href="http://www.nutp.org/new/">www.nutp.org/new/</a>
15.	マレーシア英語教育協会 Malaysian English Language Teaching Association	G-11-2, Putra Walk Jalan PP25, Taman Pinggiran Putra, Bandar Putra Permai, Seri Kembangan  Tel : 017-6047490 Fax : 入手不可 Website : <a href="http://www.melta.org.my">www.melta.org.my</a>

**本報告書の利用についての注意・免責事項**

本調査報告書は、日本貿易振興機構（ジェトロ）の各海外事務所を通じ委託調査を行い、ビジネス情報サービス部で取りまとめをしたものですが、本書の記述、所見、結論、および提言は必ずしも日本貿易振興機構（ジェトロ）の見解を反映したものではありません。

海外の制度・規制等は日々変化するため、最新の情報を確認する必要がある場合は、必ずご自身で最新情報をご確認ください。

ジェトロは、本報告書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害および利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。